

令和7年度『市町村連携による暑さ指数を 活用した熱中症対策の検討』事業報告書

神奈川県気候変動適応センター

〔 神奈川県環境科学センター
環境情報部環境活動推進課 〕

令和8年2月

目次

I	はじめに.....	1
1	背景.....	1
2	本事業の契機・本報告書について.....	1
II	本事業のスケジュール感.....	2
III	令和7年度事業.....	3
1	準備（概要）.....	3
	（1）使用した機器.....	3
	（2）設置用枠.....	4
	（3）設置場所の選定・調整.....	5
	ア 候補地の選定方法.....	5
	イ 実際の設置場所.....	5
	ウ 施設利用に係る手続き.....	5
	（4）協定の締結.....	6
	ア 協定の主体.....	6
	イ 協定内容.....	6
2	結果.....	7
	（1）機器の設置場所.....	7
	（2）機器の設置期間.....	8
	（4）暑さ指数と熱中症救急搬送者数.....	9
3	まとめ.....	11

I はじめに

1 背景

近年、猛暑や短時間強雨の増加等、気候変動による影響は既に顕在化・深刻化しており、県民や事業者等の気候変動適応の取組の必要性が高まっている。県内の熱中症救急搬送者数は、令和7年度に4,972人と過去最多を記録し、今後も熱中症リスクはさらに高まると予測されている。

国は、改正気候変動適応法（令和5年法律第23号。令和5年5月12日公布、令和6年4月1日全面施行。以下「改正法」）により熱中症対策を強化し、また、熱中症対策実行計画（令和5年5月閣議決定）では、都道府県の役割として「広域的な熱中症対策を推進するよう努めること」が明確化された。

<改正法に盛り込まれた内容（抜粋）>

- ・熱中症対策実行計画：法定の閣議決定計画に格上げ
中期的な目標(2030年)：熱中症による死亡者数(5年移動平均死亡者数)を現状から半減する
都道府県の役割：広域的な熱中症対策を推進するよう努めること
- ・その他：現行の熱中症警戒アラートを法に位置付け、熱中症特別警戒情報の創設、指定暑熱避難施設の指定等

2 本事業の契機・本報告書について

環境省は熱中症予防情報サイトにおいて、全国の暑さ指数（実測値・実況推定値）を公表しており、県内では横浜の実測値及び4か所の実況推定値を公表している。暑さ指数は熱中症対策に有効だが、地点や測定環境によって数値が異なり、環境省が公表している数値は多くの県民にとって身近な数値とは言い難い。

そこで、本事業では、熱中症に対する注意喚起や啓発を市町村と連携して実施することで、効果的な熱中症対策の促進スキームを構築することを目的に、県民に注目されやすい身近な場所を4か所選定し、暑さ指数をリアルタイムで測定・掲示した。

本報告書では、令和7年度事業の結果概要について報告する。なお、測定を用いた分析は別途報告することとし、また、機器の設置など細かい部分については別途作成した実施マニュアルを参考の上、各自治体での実施について検討いただきたい。



本事業の概要図

II 本事業のスケジュール感

令和7年度事業のスケジュールを下表に示す。

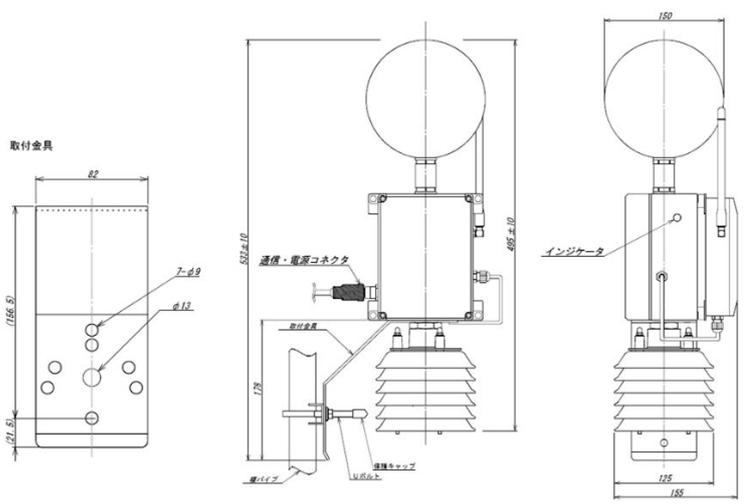
内容	県と市町村の役割		時期							
	県	市町村	前年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
機器類の準備										
機器の選定	選定									
購入・納品	購入									
設置用枠の作成	作成									
測定値の転送設定	設定									
設置に係る調整										
場所の検討・確定	候補で実施可能か検討・判断	候補出し 関係各所と調整								
協定内容の調整	調整	調整								
協定締結	締結	締結								
機器の設置・管理										
設置	主体	補助								
管理	補助	主体								
広報・周知啓発										
記者発表	実施	必要に応じて実施								
効果測定	アンケートボード設置 ヒアリング調査	実施場所の調整								
その他	随時	随時								
撤去										
撤去	主体	補助								

Ⅲ 令和7年度事業

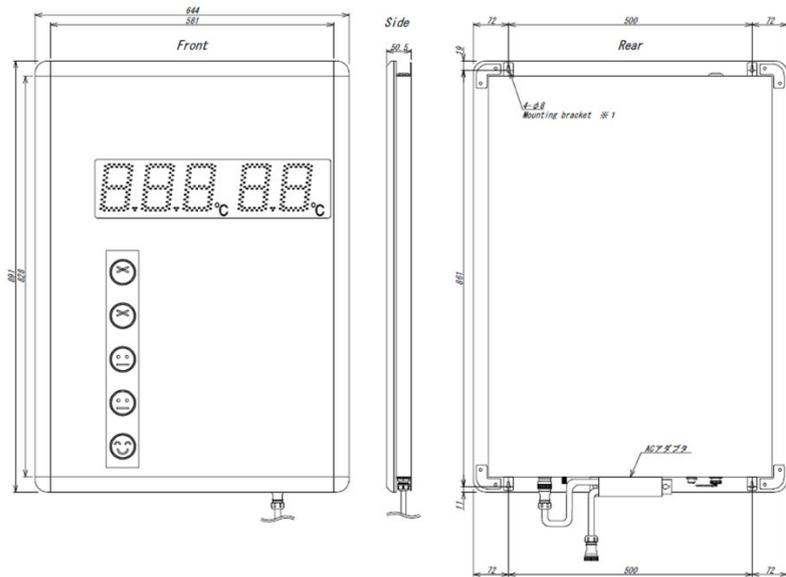
1 準備（概要）

(1) 使用した機器

○測定器 < 図面及び現物写真 >



○表示板 < 図面及び現物写真 >



(2) 設置用枠

○藤沢市



○茅ヶ崎市 (左)、鎌倉市 (右：接地部分に金属製の部材を装着)



(3) 設置場所の選定・調整

ア 候補地の選定方法

○選定条件

- ・本事業の主旨に基づく条件
人目に付きやすい場所、人通りが多い場所、熱中症対策を必要としている場所
- ・物理的な条件
日当たりが確保できる場所（黒球温度）、電源が取れる場所、支柱がある場所

○市町内部の調整

設置場所に係る施設管理部署・施設管理者と調整

イ 実際の設置場所

○藤沢市

藤沢市役所本庁舎前（藤沢市朝日町 1-1）

○茅ヶ崎市

茅ヶ崎市役所本庁舎前（茅ヶ崎市茅ヶ崎 1-1-1）

○鎌倉市

鎌倉市役所本庁舎前（鎌倉市御成町 18-10）

○平塚市

神奈川県気候変動適応センター（神奈川県環境科学センター内）
（平塚市四之宮 1-3-39）

ウ 施設利用に係る手続き

行政財産の使用申請の手続き等

(4) 協定の締結

ア 協定の主体

甲：神奈川県環境科学センター所長、乙：市長

イ 協定内容

条項	概要	詳細
第1条	目的	甲が、乙の管理する施設において、機器の設置により県民に対する暑さ指数の情報提供を行うことについて、必要な事項を定める
第2条	機器の設置	甲は機器の設置及び故障等対応に係る経費を負担 その他必要な事項は別途甲乙協議 設置する機器の工事内容等は予め乙に提出し承諾を得る
第3条	運用期間	設置完了日から10月末日
第4条	機器の撤去	運用期間が満了後は甲の費用負担と責任により、該当する機器の全てを撤去及び設置場所の原状回復を行う 機器の撤去及び原状回復の内容等は予め乙に提出し承諾を得る
第5条	電力の負担	乙は機器の設置に係る電気料金を負担
第6条	協定期間	協定締結日から機器の撤去が完了するときまで
第7条	業務及びリスク分担	下表のとおり

項目	内容	負担者	
		甲	乙
設置及び撤去	機器の設置及び撤去	○	
	撤去後の原状回復の確認		○
設置状況や表示等の確認	設置状況や暑さ指数の表示等の点検（1か月に1回程度）	○	
	異常が見られた場合の甲への連絡		○
異常時の対応	機器の修理・補修	○	
	応急対応（機器が外れかけている等、利用者等に損害を与えるおそれがある場合）		○
	応急対応に関する乙からの問い合わせ等の対応	○	
表示パネルの室内一時保管及び再設置	暴風警報の発表が見込まれる場合やその他荒天が見込まれる場合の取り外し及び室内への一時保管に関する乙への依頼	○	
	暴風警報の発表が見込まれる場合やその他荒天が見込まれる場合の取り外し及び室内への一時保管		○
	表示パネルの再設置	○	
利用者等への損害	本協定書に基づき設置した機器によって発生した損害（乙の責めに帰する場合を除く）に対する補償を含めた一切の対応	○	
地域住民・利用者等への対応	本協定書に基づき設置した機器に関する地域住民及び利用者等からの問合せ・苦情への対応	○	

2 結果

(1) 機器の設置場所

	<p>○藤沢市 藤沢市役所本庁舎前 (藤沢市朝日町 1-1)</p> <p>青四角：測定器 赤四角：表示板</p>
	<p>○茅ヶ崎市 茅ヶ崎市役所本庁舎前 (茅ヶ崎市茅ヶ崎 1-1-1)</p> <p>青四角：測定器 赤四角：表示板</p>
	<p>○鎌倉市 鎌倉市役所本庁舎前 (鎌倉市御成町 18-10)</p> <p>青四角：測定器 赤四角：表示板</p>
	<p>○平塚市 神奈川県気候変動適応センター (神奈川県環境科学センター内) (平塚市四之宮 1-3-39)</p> <p>青四角：測定器 赤四角：表示板</p>

(2) 機器の設置期間

場所	設置日	撤去日
藤沢市	令和7年6月5日(木)	令和7年10月29日(水)
茅ヶ崎市	令和7年7月7日(月)	令和7年10月29日(水)
鎌倉市	令和7年6月25日(水)	令和7年10月31日(金)
平塚市	令和7年7月9日(水)	令和7年12月25日(木)

(3) 効果測定

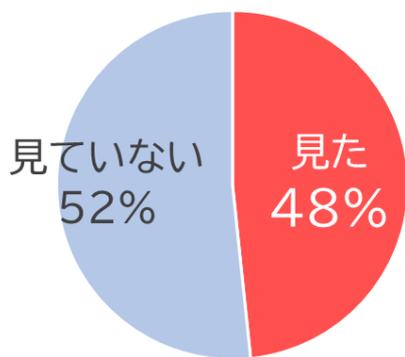
アンケートボード及びヒアリングにより実施。

○アンケートボード及びうちわ(回答のインセンティブ)の設置例

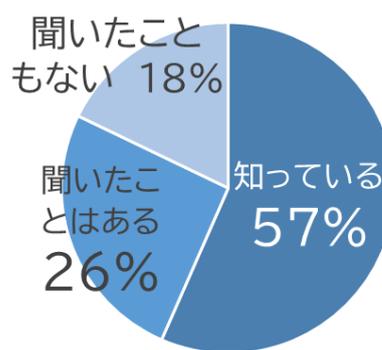


○結果 (各市町の機器設置場所付近に設置したアンケートボードの集計結果)

Q1:「暑さ指数」表示板を見ましたか？



Q2:「暑さ指数」を知っていますか？



- ・暑さ指数を「知っている」「聞いたことはある」方のうち、表示板で初めて知った：16%
- ・暑さ指数表示板を「見た」方のうち、表示板で初めて知った：32%

(4) 暑さ指数と熱中症救急搬送者数

ア 基礎情報

○暑さ指数

- ・本事業での測定

測定時間：終日・約5回/時の頻度、表示板での掲示時間：6:00～19:00

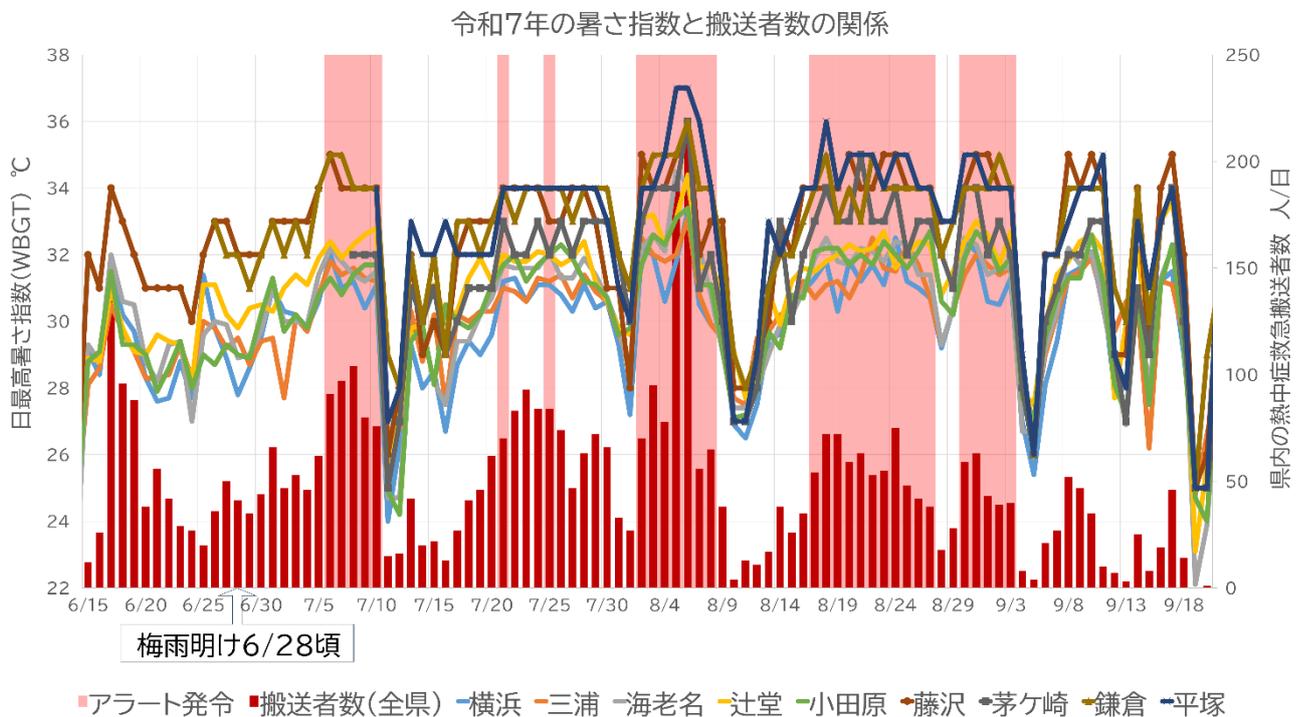
- ・環境省の公表

地点：横浜・三浦・海老名・辻堂・小田原：1回/時

○熱中症救急搬送者数

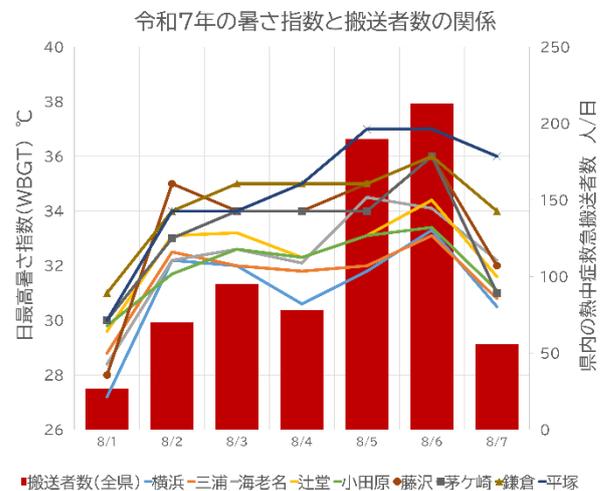
消防庁HPで確定値を公表

イ 日最高暑さ指数と熱中症救急搬送者数



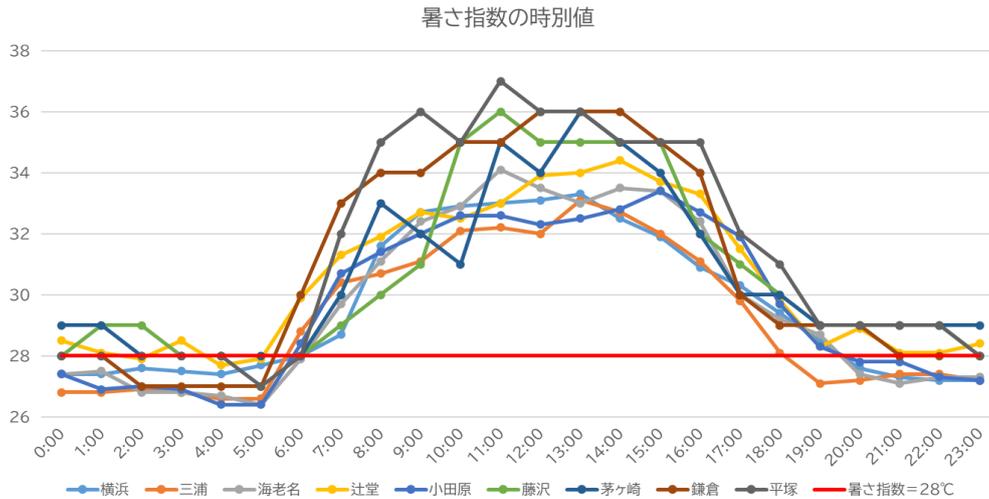
- 日最高暑さ指数が高いほど、熱中症救急搬送者数が高い傾向

- 特に8月5日、6日は一日の熱中症救急搬送者数が150人を超えており、日最高暑さ指数もほぼ全ての地点で32℃を超過 (右：8月1日～7日のグラフ)



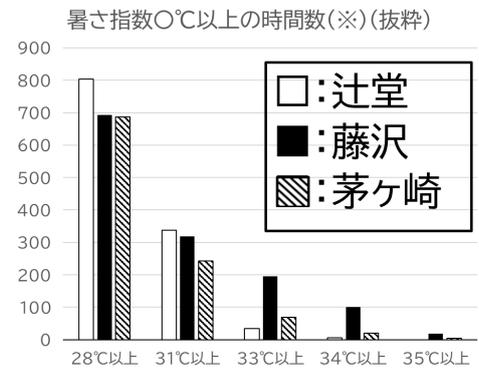
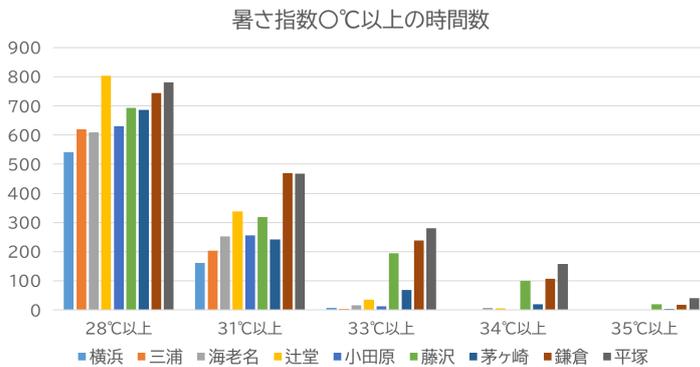
ウ 暑さ指数の特別値

○県内の熱中症救急搬送者が最も多かった日（令和7年8月6日）



○暑さ指数 $\geq 28^{\circ}\text{C}$ 以上の時間数 期間：令和7年7月10日～9月30日

暑さ指数	時間数(時間)								
	暑さ指数測定場所								
	横浜 【国】	三浦 【国】	海老名 【国】	辻堂 【国】	小田原 【国】	藤沢 【県】	茅ヶ崎 【県】	鎌倉 【県】	平塚 【県】
28°C以上	541	619	610	803	631	693	686	744	781
31°C以上	161	204	253	338	256	318	242	469	468
33°C以上	8	4	16	35	13	195	69	239	280
34°C以上	0	0	7	6	0	100	20	107	158
35°C以上	0	0	1	0	0	19	4	17	40



○測定場所による暑さ指数の違い

- ・横浜の暑さ指数が低い傾向
- ・28°C以上(熱中症リスクが高まる指標)
最大(辻堂：803時間)と最小(横浜：541時間)で250時間以上の差
- ・33°C以上(熱中症警戒情報の発表基準)
同じ市内の辻堂(35時間)と藤沢(195時間)で約5.6倍の差
- ・35°C以上(熱中症特別警戒情報の発表基準)
藤沢・鎌倉・平塚以外は0若しくはほぼ0時間

3 まとめ

- 令和6年度から開始した本事業により、熱中症対策で重要となる暑さ指数の認知度向上に寄与できた。また、環境省で公表している数値は横浜を除き推計値である一方、本事業により4か所の測定値を長期間かつ時別値として収集することができた。
- 環境省の推計値及び本事業の測定値を用いて、簡単な比較を行った。例えば、対象期間（7月10日～9月30日）中、暑さ指数が35℃以上観測されたのは、国公表値では海老名のみだったが、県測定値では全4地点で観測された。
- 上記及び同市内（藤沢市内）でも差が見られたことから、有効な熱中症対策として、身近な暑さ指数の測定を継続して推進していく。
- 令和8年度以降も本事業を継続し、新たに測定値のオンライン公表を行うことで、県民が広く身近な場所の暑さ指数を把握し、より自主的な熱中症予防行動の促進が期待できる。
- なお、本事業の結果を元に、実施マニュアルを別途作成した。マニュアルの内容は、今後の取組を基に随時見直す。